

協会設立30周年記念事業  
「730万人の国際理解プロジェクト」  
実施要項

1 趣旨

現在日本では2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催などをひかえ、インバウンドの増加、外国人観光客の一層の増加が見込まれており、日常生活でも外国人と接する機会が一層増えてくるものと思われる。

そこで、2017年に埼玉県国際交流協会が設立30周年迎えることを記念し、その記念事業として、外国人講師を地域の公民館やボランティア団体等に派遣し、外国のこと、また外国人のことをもっと身近に感じ興味を持ち、知ってもらうことを目的とした「730万人の国際理解プロジェクト」を立ち上げることとし、その必要な事項を定めるものとする。

2 事業の内容

事業内容は、次のとおりとする。

(1) 講演会の開催

著名人などを招いた講演会を開催し、幅広く参加者を集めることで、プロジェクトの意義を高め、広げる。

(2) 市町村国際交流協会や市民大学等が行う国際理解講座への講師派遣

市町村及びボランティア団体等の依頼に基づき、外国人講師等は無償で派遣する。

(3) 開催講座の動画投稿

開催した講座の動画をインターネット上に投稿し、広く視聴可能にする。

(4) 「730万人の国際理解プロジェクト」賛同事業の募集・認定

プロジェクトに賛同し、開催する県内の事業を「730万人の国際理解プロジェクト」賛同事業として認定し、プロジェクトの意義を広く周知する。

3 事業の実施時期

講師派遣及び賛同事業の募集・認定については、この要項の施行日より当該年度末（平成30年3月31日）に実施する事業を対象とする。

4 講師派遣の内容

埼玉県内市町村、市町村関係国際交流協会、市民大学等の公的機関やボランティア団体からの依頼により、「世界へのトビラ」事業に登録している外国人講師及び日本人アドバイザーの派遣を行う。なお、講師派遣に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 各事業実施につき派遣する講師の数は、日本人アドバイザーは1名とし、外国人講師は事業内容により必要人数を派遣することとする。ただし、依頼者の希望により外国人講師のみの派遣も可能とする。

(2) 派遣にあたっては、「講師等派遣申請書」（様式第1号）を実施日の1か月前までに提出することとする。

(3) 事業実施後は、依頼団体は「学校等報告書」（様式第5号）を、日本人アドバイザーは「事業実施報告書」（様式第6号）を提出することとする。

## 5 講師派遣費用の負担

日本人アドバイザー及び外国人講師の派遣に伴う費用は、原則として当協会が負担することとする。その際、協会が負担する費用とは、講師等の謝礼及び交通費とする。

ただし、先着70件までとし、同団体による申請は1回までとする。

また、その他の費用として、調理実習の材料費、体験学習等のために講師が新たに購入する物の費用、事業が昼食時をまたぐ場合などの昼食費（給食費）、学校から事業開催地までの交通費等実費については、依頼者の負担とする。

## 6 申込手続き及び報告

(1) 募集期間に「講師等派遣申請書」（様式第1号）を提出する。

(2) 派遣が決定した団体については、「講師等派遣決定通知書」（様式第2号）により通知する。

(3) 「事業実施伺い」（様式第3号）及び「講師謝礼支給明細書」（様式第4号）により派遣を実施する。

(4) 派遣を受けた団体は、事業終了後2週間以内に「事業報告書」（様式第5号）を提出する。また、日本人アドバイザーは担当した事業について「事業実施報告書」（様式第6号）を提出する。

## 7 賛同事業の募集及び認定について

当該事業の趣旨に賛同し実施される国際理解事業等を募集する。（様式第7条）

認定された事業については、認定証（様式第8条）を発行し、その事業に係る広報媒体等に記念ロゴマークを掲げるものとする。なお、当協会は積極的に広報に協力する。

## 8 その他

(1) この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関して必要な事項は、協会が別に定めるものとする。

(2) この要項は、平成30年3月31日をもって廃止とする。